

公益財団法人 高エネルギー加速器科学研究奨励会 謝金支給要項

1. 目的

公益財団法人 高エネルギー加速器科学研究奨励会（以下「奨励会」という。）が、奨励会役員以外の者（以下「外部者」という。）に対し謝礼として支払う報酬（以下「謝金」という。）の取扱いについては、別段の定めのある場合を除くほか、この要項の定めるところによる。

2. 支給基準及び謝金の額

1) 奨励会は、原則として次の事項について外部者に対し謝金を支給する。

2) 謝金の額は、次の単価によることとする。

3) これにより難しい場合は、別に定める。

NO.	区 分	単 価(円)	備 考
(1)	セミナー等原稿料(筆耕謝金)	6,000	1回
(2)	講演謝金	20,000	1回
(3)	演奏会・コンサート等出演謝金	50,000以内	1回
(4)	監査謝金(公認会計士)	50,000	1年
(5)	広報関係素材のデザイン等	2,000	1時間

3. 単価の見直し

前記の単価等は、原則として5年毎に見直すこととする。

附 則

この要項は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年3月15日から施行する。